（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、国際開発協会の第十七次増資（以下「ＩＤＡ17」という。）に関し、世界の開発途上国及び地域で国際開発協会（以下「協会」という。）の加盟国に含まれるものにおける経済開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者と協会の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　日本国の関係法令に従って、千九百三億八千六百四十五万円（一九〇、三八六、四五〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ＩＤＡ17に拠出することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、協会に供与されることになる。

2　借款は、協会とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・五五パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

3　借款は、ＩＤＡ17の期間中の協会の活動に充てるために使用に供される。

4　協会は、借款が、その財政規則及び他の関連規則に従い、3に規定する目的のために、適正に使用されることを確保するために必要な措置をとる。

5　協会は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、借款の使途についての情報及び資料を提供する。

6　日本国政府及び協会は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解を協会に代わって確認される貴官の返簡が日本国政府と協会との間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十四年六月二十七日にワシントンで

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使　佐々江賢一郎

国際開発協会総裁　ジム・ヨン・キム殿

（国際開発協会側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解を国際開発協会（以下「協会」という。）に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が協会と日本国政府との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年六月二十七日にワシントンで

国際開発協会総裁　ジム・ヨン・キム

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使　佐々江賢一郎閣下

○外務省告示第二百三十一号

バヌアツ共和国政府は、平成二十三年十月二十六日にジュネーブで作成された「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定へのバヌアツ共和国の加入のための議定書」の受諾書を平成二十四年七月二十五日に世界貿易機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十四年八月二十四日に効力を生じ、バヌアツ共和国は、同日に世界貿易機関の加盟国となった。

（平成二十四年七月三十日付け世界貿易機関事務局長書簡）

平成二十六年七月十一日

外務大臣　岸田　文雄

○文化庁告示第三十三号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十六年六月二十七日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十六年七月十一日

文化庁長官　青柳　正規

サークル音のさんぽみち

○農林水産省告示第九百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年七月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡阿南町字西條二五四六の二四（国有林）、二五四六の一、二五四六の一九、字富草四四八一の二、五七九八の一、字南條二三六の一、二三六の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西條二五四六の二四（国有林）、二五四六の一、二五四六の一九、字富草四四八一の二、五七九八の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年七月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県大町市八坂字池ノ沢九八二八、字家ノ下九八二九、九八三一、字石原口一七七二七、一七七二八、字大林下一七七九一のイ、字鷺畑ヶ一〇八三九、字宮裏一〇四四三、字うりをた一〇八四七から一〇八五〇まで、一〇八五六、字うりうた一〇八六八、字大林一七七九〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年七月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県上伊那郡中川村大草七二八二の三四、七三五五の一、七三五七から七三六〇まで、七三六一の一、七三六一の二、七三六二、七三六三、七三七一の二二、七三七一の二七、七三七一の三六、七三七一の三七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年七月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下高井郡山ノ内町大字佐野字北原一二〇七の二、一二〇七の六、一二〇七の一一、一二〇七の一二